

報告 1

都市景観重要建築物等の指定解除について
(御国野町御着)

景観・広告物審議会
令和4年11月21日(月)

都市景観重要建築物等とは

姫路市都市景観条例

第22条 市長は、都市景観形成上重要な価値があると認める建築物若しくは工作物又は樹木若しくは樹林を都市景観重要建築物等として指定することができる。

指定件数

40件

物件の概要

【都市景観重要建築物等の名称】

井内家住宅

【所在地】

姫路市御国野町御着

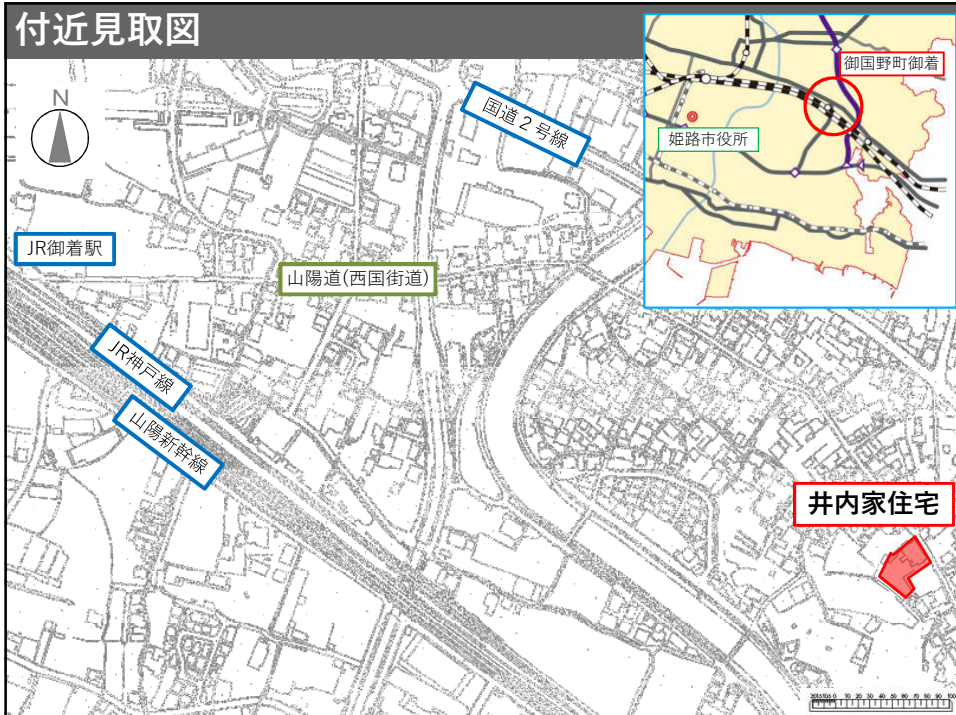
【指定年月日・指定番号】

平成10年11月20日 第20号

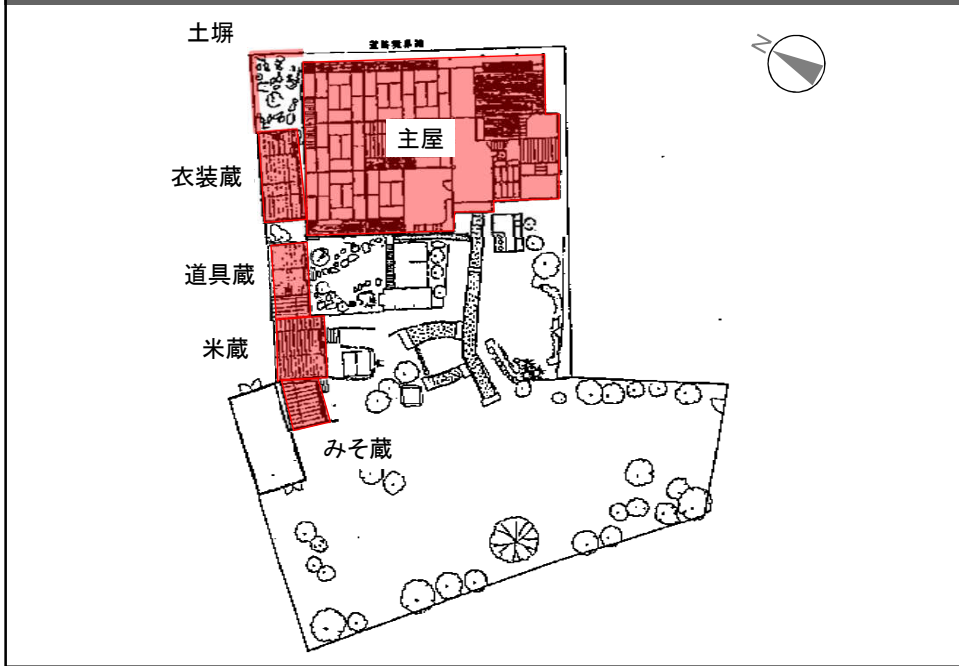
【指定物件】

主屋	木造つし二階建一部二階建	1棟
衣装蔵	木造二階建	1棟
道具蔵	木造二階建	1棟
米蔵	木造二階建	1棟
みそ蔵	木造平屋建	1棟
土堀		

付近見取図



配置図



現地写真（北東角より）



現地写真（北西角より）

